

令和7年3月31日

入院時食事療養費及び入院時生活療養費 の患者標準負担額の改正お知らせ

令和7年4月1日からの入院時食事療養費の引き上げに伴い、患者様が負担する食事療養標準負担額および生活療養標準負担額が改正されました。改正内容は下記の通りです。

◇入院時食事療養費の患者標準負担額 1食当たりの料金

区 分	3月31日まで⇒ 4月1日より
一般・現役並み所得者	490円 ⇒ 510円
小児慢性特定疾患児童等、指定難病患者（低所得者以外）	280円 ⇒ 300円
住民税非課税世帯（区分オ・70歳以上 区分Ⅱ）	230円 ⇒ 240円
直近1年間の入院期間が90日を超える	180円 ⇒ 190円
住民税非課税世帯（所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者 区分Ⅰ）	110円 ⇒ 110円 (変更なし)

療養病棟へご入院の65歳以上方

◇入院時生活療養費の患者標準負担額

区分	入院時生活療養費	
	食費 3月31日 ⇒ 4月1日	居住費（1日当たり）
一般所得	490円 ⇒ 510円	370円
低所得Ⅱ	230円 ⇒ 240円	370円
入院の必要性の高い場合、かつ90日を超える入院の場合	180円 ⇒ 190円	370円
低所得Ⅰ	110円 ⇒ 110円 (変更なし)	370円
入院の必要性の高い場合		

※指定難病患者の場合の居住費は0円となります。